

山形県 の 監査

監査のあらまし

～令和5年度監査結果の概要～

令和7年3月

 山形県監査委員事務局

山形県の監査

目 次

監査制度の概要

1 監査委員とは	P 1
2 監査委員の役割	P 1
3 監査等の種類	P 2
4 監査等の流れ	P 3

令和5年度の監査等結果

1 定期監査	P 4
2 行政監査	P 6
3 財政的援助団体等監査	P 7
4 決算審査等	P 8
5 住民監査請求による監査	P 12

監査委員事務局	P 13
---------	-------	------

1 監査委員とは

県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するため、地方自治法に基づき設置される、知事から独立した執行機関です。

本県の監査委員の定数は4名で、議員の中から選任される「議選委員」と、県の財務管理や行政運営等に関し優れた識見を有する「識見委員」で構成されています。

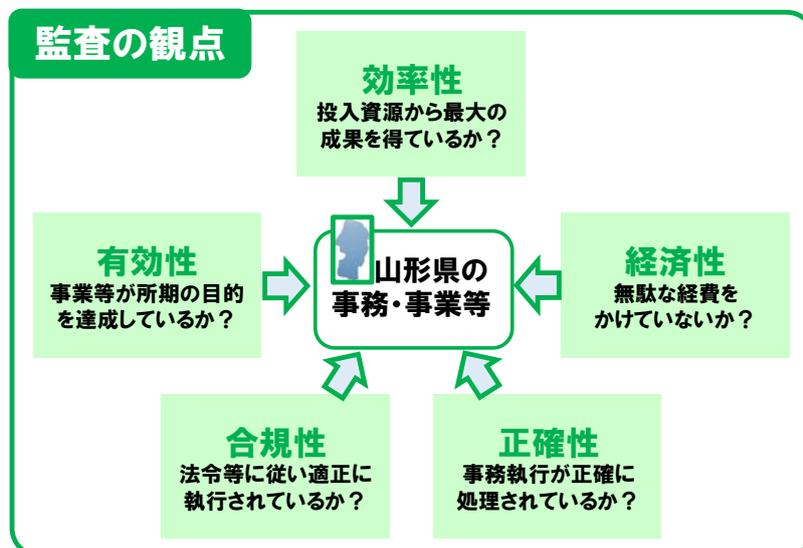
■ 山形県監査委員（令和6年4月1日現在）

氏名	区分	就任年月日
奥山 誠治 (おくやま せいじ)	議選委員 (非常勤)	令和5年5月23日
高橋 啓介 (たかはし けいすけ)	議選委員 (非常勤)	令和5年5月23日
松田 義彦 (まつだ よしひこ)	識見委員 (常勤・代表監査委員)	令和3年4月1日
海老名 信乃 (えびな しの)	識見委員 (非常勤)	令和元年7月14日

2 監査委員の役割

監査委員は、県の仕事について、法令等に従い適正に行われているかだけでなく、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかなどの観点から監査を行い、問題点を指摘し改善を求めることにより、公正で効率的な行政運営の確保に努めています。

また、監査の結果については、県公報やホームページなどで県民の皆さんにお知らせするとともに、議会や知事等に提出しています。



3 監査等の種類

監査委員は、法令に基づき、様々な監査、検査、審査（以下「監査等」という。）を行っています。主な監査等の概要は、次のとおりです。

監査等の種類 (根拠法令)	概要
定期監査 (自治法 199 条①、④)	県の全機関における財務事務の執行や公営企業に係る事業の管理を対象とした監査。毎会計年度に一回実施。
随時監査 (自治法 199 条⑤)	定期監査以外に随時に行う監査。定期監査を補完する場合など、監査委員が必要と認めるときに実施。
行政監査 (自治法 199 条②)	県の事務の執行について、監査委員が特定のテーマを設定して行う監査。監査委員が必要と認めるときに実施。
財政的援助団体等監査 (自治法 199 条⑦)	県が出資や補助金を交付している団体等を対象に行う監査。監査委員が必要と認めるとき等に実施。
決算審査 (自治法 233 条②、公企法 30 条②)	県の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算についての審査。毎会計年度に一回実施。
基金運用状況審査 (自治法 241 条⑤)	定額の資金を運用するために設置されている県の基金の運用状況についての審査。毎会計年度に一回実施。
健全化判断比率等審査 (健全化法 3 条①、同法 22 条①)	県の財政状況を表す指標である「健全化判断比率」、「資金不足比率」の審査。毎会計年度に一回実施。
内部統制評価報告書審査 (自治法 150 条⑤)	県（知事部局）の内部統制の整備・運用状況について評価した報告書の審査。毎会計年度に一回実施。
例月出納検査 (自治法 235 条の 2①)	県の一般会計、特別会計及び公営企業会計の現金の出納や保管状況についての検査。毎月実施。
住民監査請求による監査 (自治法 242 条④、⑤)	県の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等があるとして、県民からの請求に基づき行う監査。

自治法 = 地方自治法 公企法 = 地方公営企業法 健全化法 = 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

参考：外部監査制度

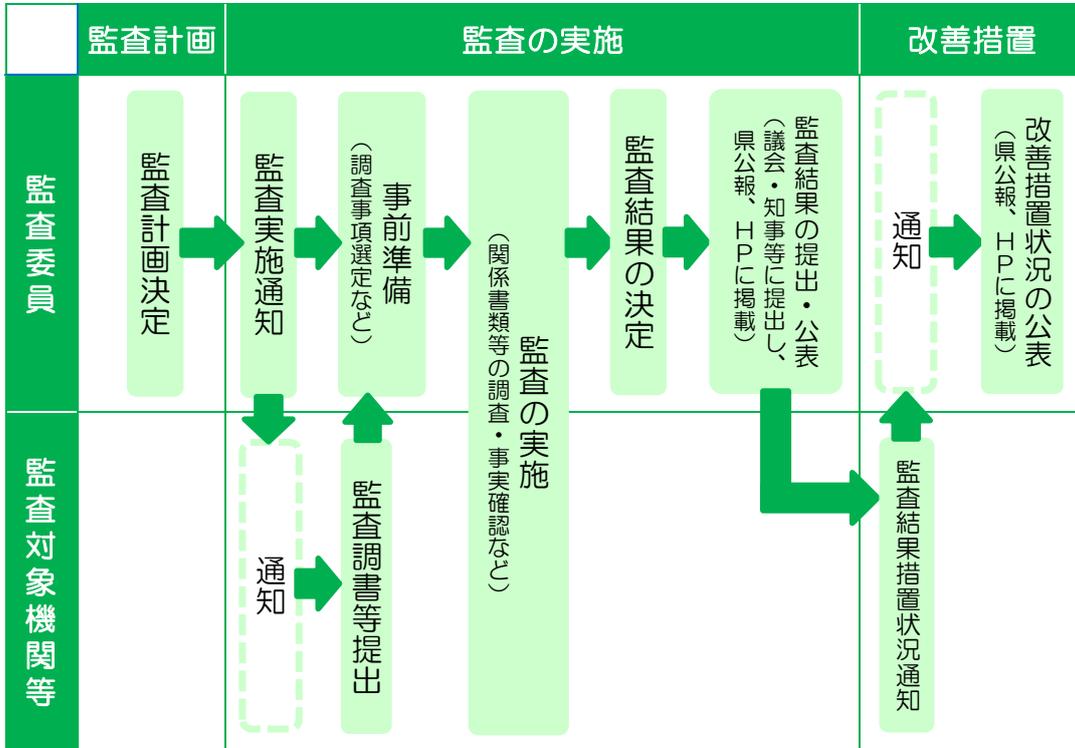
地方公共団体の監査には、監査委員が行う監査のほかに、知事と契約を結んだ公認会計士や弁護士などの外部の専門的知識を有する第三者（以下、「外部監査人」という。）が行う外部監査があり、監査制度の一層の充実を図ることを目的に平成 11 年度から実施されています。

【包括外部監査】 県の事務・事業のうちから、外部監査人が必要と認めるテーマを選んで監査を行うもので、毎会計年度に 1 回以上行っています。

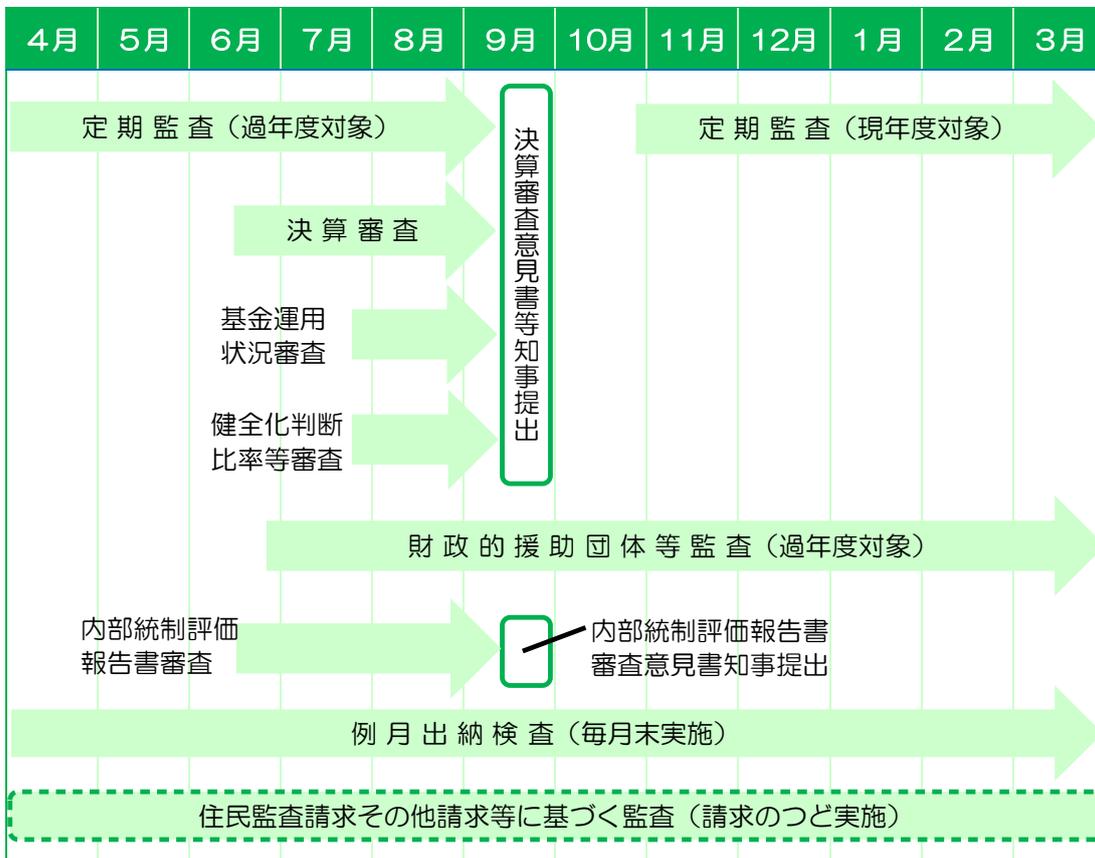
【個別外部監査】 ①住民の直接請求による監査、②議会の請求による監査、③知事の要求による監査、④知事の要求による財政的援助団体等の監査、⑤住民監査請求による監査について、外部監査人によることを求められた場合、外部監査人が監査委員に代わり監査を行うものです。

4 監査等の流れ

■ 監査事務の流れ



■ 監査等の実施期間



※行政監査は定期監査と一体的に実施

1 定期監査

監査の目的

事務の執行や事業の管理が、法令等の定めに従って適正に執行されているか、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて監査すること。

監査の対象

県の全機関における財務事務、公営企業に係る事業の管理など

監査の結果

令和5年11月から令和6年9月にかけて、本庁及び出先機関合わせて228機関を対象に実施し、事務事業の執行等に関して是正又は改善を要するとして、指摘事項*又は注意事項*の対象となったものは95件(指摘38件、注意57件)で、前年度の121件から26件減少しました。

※指摘事項：法令等に違反し重大なもの、著しく妥当性を欠くもの、経済性、効率性、有効性等の観点から、明らかに改善を要するものなど

※注意事項：指摘には至らないが、さらに的確な事務事業の執行等を促す必要があるもの、その他注意することが適当なもの

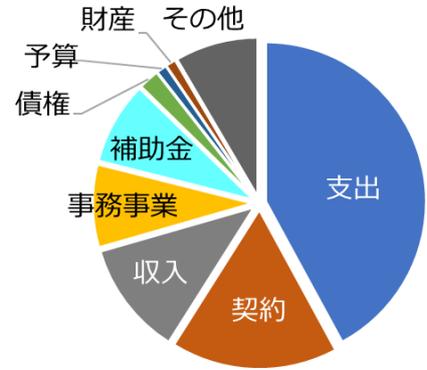
■ 定期監査 実施機関数（令和5年度会計対象）

部局	実施機関数		
	本庁	出先機関	計
知事部局	65	59	124
教育委員会	8	66	74
企業局	1	5	6
病院事業局	1	4	5
県議会	1	—	1
警察本部	1	14	15
その他委員会*	3	—	3
計	80	148	228

※その他委員会：監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局

■ 指摘・注意事項の件数 (単位：件)

区分	指摘	注意	計
支出事務	11	29	40
契約事務	4	12	16
収入事務	3	8	11
事務事業の執行管理	8	—	8
補助金等交付事務	3	5	8
債権管理事務	1	1	2
予算執行等	1	—	1
財産管理	—	1	1
その他(前回の指摘事項等の改善が適切でないもの)	7	1	8
計	38	57	95



主な指摘・注意事項

○支出事務（40件）

- ・未請求を理由に、検査を完了した日から2か月を超えて支払をしていないもの
- ・請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていなかったもの
- ・職員に対する諸手当の支給を誤ったもの など

○契約事務（16件）

- ・積算内容の一部に誤りが判明し、入札を取り止めたもの
- ・契約保証金を徴すべきところ徴していないもの など

○収入事務（11件）

- ・収入の調定手続が、調定すべき日から1か月を超えて遅延したもの
- ・調定額を誤ったもの など

○事務事業の執行管理（8件）

- ・前年度の監査で指摘された事項について同様の誤りが繰り返されたもの など

○補助金等交付事務（8件）

- ・交付申請から交付決定までの期間が2か月を超えたもの など

主な発生要因

- 長期休暇ほか休みがちな担当職員、不慣れな担当職員への対応不十分
- 担当職員等の関係規程・制度改正等に対する理解不十分
- 担当職員及び査閲職員の認識・確認不十分、所属の確認体制不十分
- まとめた処理、業務多忙による対応不十分 など

適正執行に向けたポイント

所属長は組織運営の責任者として重要な役割を担っています

(1) 所属長による適切なマネジメント

人事異動等により未経験の事務を担当した職員が、年度当初の時期などに、所属において十分な説明を受けられず、不適正な事務処理が発生している事例があります。

所属長は職員の状況を常に確認しながら適切なマネジメントを行い、職員同士のコミュニケーションを活性化させて風通しの良い職場風土を醸成し、進捗状況の共有や、協力体制の強化などに取り組まなければなりません。

(2) 内部統制の実効性の向上

令和2年度から知事部局において内部統制が本格施行され、他の任命権者においても同様の取組が行われる中、制度の定着が進んでいます。一方で、内部統制実施結果報告書に記載のない不適正な事務処理も散見されており、引き続き制度の浸透を図る必要があります。

多くの機関で不適正な事務処理の再発防止策として「チェックリストの作成、見直し」や「ダブルチェックの徹底」を挙げているところ、これらの対策を形骸化させることなく、有効に機能させていくことが重要です。

2 行政監査

監査の目的

事務の執行が、法令等の定めに従って適正に執行されているか、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて監査すること。

監査の結果

令和5年11月から令和6年9月にかけて、財務以外の事務の一部（内部統制の実施状況や財務事務の適正執行を確保するための取組状況の確認など）について定期監査と一体的に実施しました。

3 財政的援助団体等監査

監査の目的

出納その他の事務の執行が、財政的援助等の趣旨に沿って行われているか、法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかなどについて監査すること。

監査の対象

財政的援助団体等の事務

※財政的援助団体等とは

- 出資団体：県が資本金の4分の1以上を出資している団体
- 補助等団体：県が補助金等の財政的援助を与えている団体
- 指定管理者：県が設置した公の施設を管理運営している団体
- 債務保証団体：県が借入金の元本又は利子の支払を保証している団体 など

監査の結果

令和6年7月から令和6年11月にかけて、令和5年度会計の監査対象団体として選定した30団体を対象に実施し、事務事業の執行等に関しては是正又は改善を要するとして、指摘事項又は注意事項の対象となったものは1件（注意1件）でした。

■ 財政的援助団体等監査の状況（令和5年度会計対象）

実施機関類別・実施機関数				
出資団体	補助等団体	指定管理者	債務保証団体	合計（実数）※
16	10	13	1	30

※ 団体数合計：同一団体で複数の類別に該当する場合があるので、合計の延べ数と実団体数は異なる。

監査実施団体一覧（令和5年度会計対象）

- ・山形県公立大学法人
- ・公立大学法人山形県立保健医療大学
- ・地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構
- ・公益財団法人山形県企業振興公社
- ・公益財団法人やまがた農業支援センター
- ・公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構
- ・山形県土地開発公社
- ・山形県道路公社
- ・公益財団法人山形県産業技術振興機構
- ・一般社団法人山形県私立学校振興基金協会
- ・公益財団法人山形県生活衛生営業指導センター
- ・株式会社やまがた新電力
- ・公益財団法人山形県スポーツ協会
- ・公益社団法人山形県青果物生産出荷安定基金協会
- ・一般社団法人山形県系統豚普及センター
- ・公益財団法人山形県暴力追放運動推進センター
- ・株式会社東北ホテルシステムズ
- ・公益財団法人山形市スポーツ協会
- ・株式会社グリーンバレー神室振興公社
- ・特定非営利活動法人山形県リサイクルポータル情報センター
- ・GOOD LIFE ISLAND 合同会社
- ・鼠ヶ関自治会
- ・株式会社モンテディオ山形
- ・内外緑化株式会社
- ・ふるさと公園管理運営企業体
- ・一般財団法人新庄市スポーツ協会
- ・東北警備保障株式会社
- ・公益財団法人山形美術館
- ・株式会社パストラボ
- ・山形県スキー連盟

指摘・注意事項 指摘・注意事項の概要は次のとおりです。

○事業報告書が適正でないもの（注意）

- ・事業報告書の内容に誤りがあるもの

4 決算審査等

(1) 決算審査

○ 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査

審査の目的 決算の計数が正しいか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産の管理状況について審査すること。

審査の対象 令和5年度山形県一般会計及び10の特別会計

審査の結果 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数は、正確であると認められました。

また、予算執行、資金の管理及び運用、会計経理事務の処理並びに財産の取得、管理及び処分については、一部に是正、改善を要する事項が見られたものの、総体として適正に行われているものと認められました。

その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

(1) 持続可能な行財政基盤の確立

本県の財政状況は、一般会計の県債残高は3年連続で減少したものの、実質公債費比率及び将来負担比率は上昇した。

また、社会保障関係経費の自然増や、公債費が高い水準で推移することなどにより、今後も多額の財源不足が見込まれ、引き続き厳しい財政状況が想定される。

歳入・歳出の両面から持続可能な財政基盤を確立し、自主性・自立性の高い行財政運営を実現していく必要がある。

(2) 財務事務の適正な執行

引き続き、所属長の適切なマネジメントの下、職員同士のコミュニケーションを活性化させて風通しの良い職場風土を醸成し、進捗状況の共有や協力体制の強化を図ることなどにより内部統制の実効性をさらに高め、事務の適正執行を確保されたい。

○ 公営企業会計決算審査

審査の目的 決算の計数が正しいか確認するとともに、経済性の発揮及び公共の福祉増進の観点から、各会計の経営成績や財政状態などについて審査すること。

審査の対象 令和5年度山形県流域下水道事業会計、企業局所管4事業会計（電気事業会計、工業用水道事業会計、公営企業資産運用事業会計及び水道用水供給事業会計）及び病院事業会計

審査の結果 各事業会計とも、決算関係書類は地方公営企業法その他の関係法令に準拠し、企業会計の原則に基づき作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していると認められました。

また、各事業はその目的に沿って運営されていると認められました。

財務事務については、一部に是正、改善を要するものが見られたものの、総体として適正に行われていると認められました。

その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

流域下水道事業会計

流域下水道事業は、流域下水道に接続している市町からの負担金等を財源として運営しているが、今後の人口減少や節水型機器の普及による下水道使用料の減収、施設の老朽化に伴う更新・維持管理経費の増加、更に大規模な地震や集中豪雨による浸水等の災害リスクへの対応など、経営を取り巻く環境は厳しさを増していくことが見込まれる。

このため、本県では、令和4年3月に経営の基本方針となる「山形県流域下水道事業経営戦略2030」を策定し、中長期的な視野に基づく計画的な運営に取り組んでいる。

今後も、当該戦略を着実に推進していくことで、県民負担増加の抑制を目指すとともに、持続可能な経営基盤の確保に努められたい。

企業局所管4事業会計

公営企業の経営環境については、人口減少に伴う需要の減少などが見込まれる中、老朽化した設備が相次いで更新時期を迎えていることから、計画的な投資が必要となっている。

また、近年、激甚化・頻発化している自然災害による被害を最小限に抑え安定したサービスを提供するための体制の確立などが課題となっている。

さらに、脱炭素化に向けた動きの高まりやエネルギーを巡る情勢の変化、デジタル技術による社会変革の進展など、事業環境は大きく変化している。

こうした状況を踏まえ、令和5年3月に中間見直しを行った「山形県企業局経営戦略」に基づき、GXやDXなどの社会情勢の変化や様々な課題に的確に対応しながら、事業価値を更に向上させて持続可能な健全経営を行い、本県産業経済の発展と県民福祉の向上に寄与することを期待する。

病院事業会計

県立病院は、本県における高度医療、専門医療及び三次救急医療等を担うとともに、地域の基幹病院として、質の高い安全・安心な医療サービスを提供している。

新型コロナへの対応を踏まえ、今後も、新たな感染症の発生や感染拡大に備えた取組を平時から行いつつ、各病院の役割と機能の明確化を図り、持続的・安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、「財務基盤の強化」、「財務事務の適正化」、「医師や専門的な人材の確保・育成」を進めることにより、県民に信頼される県立病院として、県民の医療を守り支える使命を果たすよう期待する。

(2) 基金運用状況審査

審査の目的 定額の資金を運用するために設置されている基金について、運用状況を示す書類が正しく作成されているか、基金の設置目的に沿って確実かつ効率的に運用されているかについて審査すること。

審査の対象 令和5年度山形県土地開発基金

審査の結果 計数は正確であり、基金の設置目的に沿って確実かつ効率的に運用されていると認められました。

(3) 健全化判断比率審査・資金不足比率審査

審査の目的 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標が適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて審査すること。

審査の対象 令和5年度山形県健全化判断比率、資金不足比率（公営企業各会計（6会計）と土地取得事業及び港湾整備事業の2特別会計を合わせた8会計）

審査の結果 各比率は次のとおりであり、算定に誤りはないと認められました。

■ 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	—（黒字）	—（黒字）	12.8%	218.3%
早期健全化基準※	3.75%	8.75%	25.0%	400.0%

■ 資金不足比率

	資金不足比率		※早期健全化基準・経営健全化基準とは地方公共団体の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準。 財政状況を表す各指標がこれらの基準を上回る場合には、法に基づき健全化計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。
	病院事業会計	病院事業会計以外	
算定結果	8.1%	—（資金不足なし）	
経営健全化基準※	20.0%		

(4) 内部統制評価報告書審査

審査の目的 内部統制の評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて審査すること。

審査の対象 令和5年度山形県内部統制評価報告書

審査の結果 審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められました。
その他、監査委員が付した意見は次のとおりです。

内部統制制度の運用の徹底と更なる充実強化に向けて

- 1 各所属においては、所属長が先頭に立って制度の定着に努め、所属職員の意識の向上及び職員間の円滑なコミュニケーションによる情報の共有を図るとともに、日常的なモニタリングを徹底し、評価シートに盛り込まれたリスク対応策が確実に実施されるよう取り組まれない。
- 2 内部統制推進部局においては、把握した不備の内容とその有効な改善策について、全部局で横断的に共有し活用が図られるよう取り組むなど、不備の発生及び再発の防止に向けて制度の更なる充実強化につなげられたい。
- 3 本制度の実施により、不適正な事務処理の未然防止が図られていると認められるが、評価シートにより把握できなかった不備が複数の所属で散見されることから、引き続き制度の浸透と定着に努められたい。

(5) 例月出納検査

検査の目的	毎月一回、各会計における現金出納に関する諸帳簿の計数が正しいか、現金保管状況が適正かについて検査すること。
検査の対象	会計局所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金並びに県土整備部、企業局及び病院事業局所管の公営企業各会計
検査の結果	現金出納に関する諸帳簿に誤りはなく、各検査日における現金保管も適正に行われていると認められました。

5 住民監査請求による監査

住民監査請求とは、県民が、県の執行機関や職員について、違法又は不当な財務会計上の行為等があると認めるときに、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を請求できる制度です。

請求の対象 県の執行機関や職員による以下のような違法又は不当な財務会計上の行為等

- 違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行
- 違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実 など

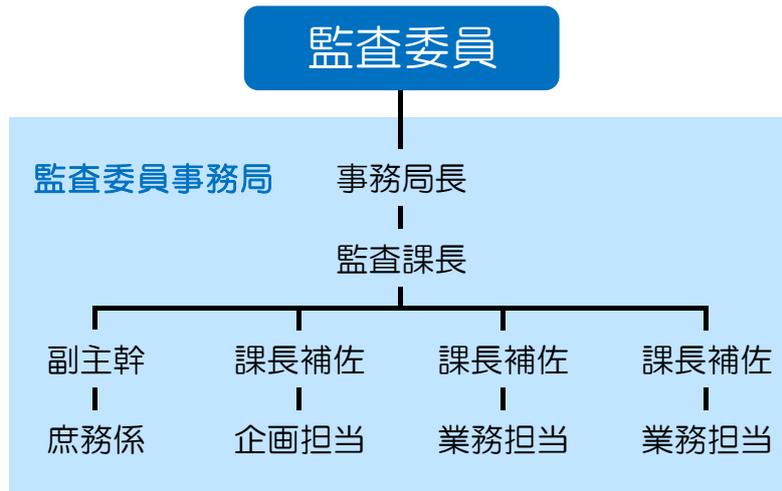
監査の結果 令和5年度は、1件の請求がありました。

請求事項	政務活動費に係る知事の返還請求権の行使
監査結果	棄却

監査委員事務局

監査委員の補助機関として、監査委員事務局が設置されています。事務局長以下16名が、監査委員の指揮監督のもと、事前の調査や検査を行っています。

■ 監査委員事務局組織図（令和6年4月1日現在）



監査委員事務局ホームページ

監査委員事務局のホームページでは、各種監査の結果やそれに対する改善措置の状況、決算審査意見書などを掲載していますので、ぜひご覧ください。

山形県ホームページ <https://www.pref.yamagata.jp/>
 （トップページ > 組織から探す > 監査委員事務局）

山形県 監査 検索

監査委員事務局

担当別業務とお問い合わせ先

担当	担当業務	お問い合わせ先
企画担当	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計及び特別会計に係る監査、検査及び審査並びに結果の公表 住民監査請求及び直接請求に基づく監査 議会の請求による監査 知事の要求による監査 	電話番号：023-630-2297 ファックス番号：023-630-2019
業務担当	<ul style="list-style-type: none"> 企業会計に係る監査、検査及び審査並びに結果の公表 行政監査 財政的補助団体等の監査 包括外部監査の結果の公表 	電話番号：023-630-2783 ファックス番号：023-630-2019
総務担当	—	電話番号：023-630-2041 ファックス番号：023-630-2019

1 決算審査等意見書の知事への提出

令和5年度の「繰入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」、「広域下水処理事業会計決算審査意見書」、「公営企業会計決算審査意見書」、「興隆事業会計決算審査意見書」、「健全化利計画及び資金不足比率審査意見書」及び「内部統制評価報告書審査意見書」を、令和6年3月18日に知事に提出しました。



山形県の監査

監査のあらまし・令和5年度の監査結果

令和7年3月発行

発行 山形県監査委員事務局（山形県庁 16 階）
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
電話 023-630-2767

山形県ホームページ
<https://www.pref.yamagata.jp/>
（トップページ＞組織から探す＞監査委員事務局）